

SEMBA

第61回 定時株主総会 招集ご通知



2022年3月24日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館1階 大ホール

議案

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第61回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
[添付書類]	
事業報告	17
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告	39

株主様へのお願い

議決権の行使は、株主総会にご出席いただくほかに書面又はインターネットによっても可能です。株主の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会運営に大きな変更が生ずる場合は、下記の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.semba1008.co.jp>

株主各位

東京都港区芝浦一丁目2番3号

株式会社 船 場

代表取締役社長 八嶋大輔

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場につきましては、株主総会日時点での感染状況やご自身のご体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットで議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って2022年3月23日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目2番3号 シーバンスS館1階 大ホール
3. 会 議 の 報告事項 1. 第61期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結
目的事項 計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第61期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 定款の一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.semba1008.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.semba1008.co.jp>）に掲載させていただきます。
- 株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお知らせ

株主の皆様へのお願い

- ご来場を検討されている株主様は、株主総会当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場受付での検温やアルコール消毒使用の協力をお願いなど、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講ずる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
- 発熱（37.5度以上を目安とします）や咳等の症状がある方や、体調不良とお見受けした方には会場への入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

株主総会当日の運営について

- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や、政府等の発表内容等により運営に大きな変更等が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.semba1008.co.jp>)でご案内いたします。
- なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日に出席する役員を一部のみとする場合がございます。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

第61回定時株主総会ライブ配信について

第61回定時株主総会の模様を「Microsoft Teams」を利用してライブ配信いたします。このライブ配信は一般公開で行い、どなたでも視聴することができます。詳細につきましては、準備が整い次第、インターネット上の当社ウェブサイトのIR情報ページ (<https://www.semba1008.co.jp/ja/ir.html>)からご案内しますので、ご視聴される方は、適宜ご確認くださいませようお願い申し上げます。

ライブ配信ご視聴の留意事項

- ライブ配信をご覧になることは、会社法上株主総会への出席とは認められず、この視聴を通じて株主様に認められている質問、議決権行使や動議は行うことができません。株主総会に出席せず、ライブ配信のみをご視聴予定の株主様は、行使期限にご留意いただいたうえで、書面又はインターネットにより、事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ご使用のパソコンなどの端末環境（機種・性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、速度接続等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ライブ配信の音声データを公開・転載・複製し、第三者に提供することを禁止いたします。
- ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の諸事情により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。ライブ配信を行わない場合又は変更がある場合は、インターネット上の当社のウェブサイトのIRページ (<https://www.semba1008.co.jp/ja/ir.html>)にてお知らせします。

インターネットによる議決権行使の場合



行使期限 2022年3月23日（水曜日）午後6時まで

以下の議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに行ってください。

議決権行使サイト：<https://evote.tr.mufg.jp/>

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶

郵送にて議決権を行使される場合



行使期限 2022年3月23日（水曜日）午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**行使期限までに到着**するようご返送ください。

株主総会にご出席される場合



株主総会日時 2022年3月24日（木曜日）午前10時開催
(受付開始は午前9時を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、電磁的方法による議決権行使の方法として、あらかじめお申込みされた場合、株式会社ICJが運営する機関投資家向けの「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンやパソコンから議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2022年3月23日(水曜日)
午後6時まで



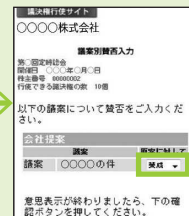
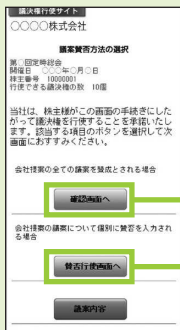
スマートフォンでQRコードを読み取る方法

以下の方法での議決権行使は1回に限りです。

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。
2. 議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。
3. 画面の案内に従って各議案の賛否を選択する。

議決権行使書副票（右側）



画面の案内に従って行使完了です

2回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

セキュリティの観点から2回目以降のログインの際は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。

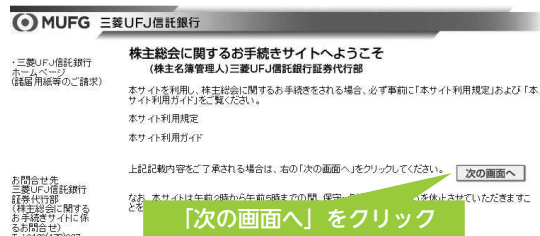
スマートフォンの機種により、QRコードでのログインができない場合があります。

QRコードでのログインができない場合には、次頁のパソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

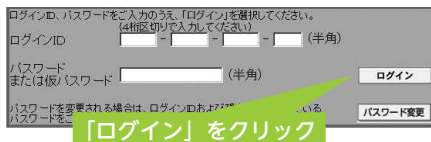


パソコンからログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の 副票 (右側) に記載された「ログイン ID」及び「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード (確認用)」 の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



ご注意事項

- ※1 インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2022年3月23日（水曜日））の午後6時まで受付いたします。
- ※2 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※3 インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※4 議決権行使サイトへのアクセスに際しての費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

（通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

- (1)当社は、中期経営計画を踏まえ、子会社を含めた当社グループの今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2)2021年6月16日付けで「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、物理的な会場を設けず取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）の開催が可能となりました。当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするため、変更案定款第11条第2項を追加するものであります。
- バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など現在の株主総会に出席することの困難な株主様の出席を可能とし、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害時のリスク低減や社会全体のデジタル化を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡大することで株主の皆様のご利益に資するものと考えております。なお、バーチャルオンリー株主総会開催のための省令要件に該当することについて、2022年1月31日付けで経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。
- (3)2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第一章 総則</p> <p>第1条（条文省略）</p> <p>第2条（目的）</p> <p>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第1条（現行どおり）</p> <p>第2条（目的）</p> <p>当会社は、次の事業を営むこと、<u>並びに次の事業を含む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(1) <u>商業施設及びインテリアの企画、設計、監理並びに施工</u> (新設) (新設) (新設)	(1) <u>商業施設の企画、設計、監理及び施工</u> (2) <u>オフィス・事業用施設、教育・文化施設、医療・福祉関連施設等の企画、設計、監理及び施工</u> (3) <u>都市開発・地域開発に関する調査、企画、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング業務</u> (4) <u>前各号に係るインテリアの企画、設計、監理及び施工</u>
(2) (条文省略)	(5) (現行どおり)
(3) <u>商業施設の管理、運営及び販売促進</u>	(6) <u>施設の管理、運営及び販売促進</u>
(4) <u>陳列用品の設計、製作及び販売</u> (新設) (新設)	(7) <u>什器、備品及び家具の設計、製作及び販売</u> (8) <u>内装材の企画、開発、仕入及び販売</u> (9) <u>内装に関する設備・製品・部品の企画、開発、仕入及び販売</u>
(5) <u>一般建築業</u>	(10) <u>建築一式工事、内装仕上工事及びその他建設に係る工事の請負、設計、監理及び施工</u>
(6) (条文省略) (新設)	(11) (現行どおり) (12) <u>産業財産権の取得、売買、賃貸借及び管理運営</u>
(7)~(9) (条文省略)	(13)~(15) (現行どおり)
(10) <u>映像ソフトの企画、設計、制作及び販売</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(16) <u>デジタルコンテンツの企画、開発、制作及び配信並びに関連ソフトウェアの製造、販売、リース及び運営</u> (17) <u>インターネットを利用した情報提供サービス</u> (18) <u>古物の売買及びその受託業務</u> (19) <u>産業廃棄物の収集・運搬及び処分並びに再生</u> (20) <u>貿易業、売買業、売買の代理業</u> (21) <u>前各号に関する各種サービスの提供事業</u>
(11) (条文省略)	(22) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第11条 (招集) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第15条～第33条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第11条 (招集)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第14条 <u>(電子提供措置等)</u></p> <p>1 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第33条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>附則</p> <p>1 <u>変更前第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但し書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除するものとする。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が任期満了となりますので、新任1名を含む取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の検討及び監査等委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定しております。また、本議案に関し、監査等委員会は、当社の企業価値向上の観点から、各候補者を取締役に選任することが適切であるとの意見を有しています。

取締役候補者は次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1 再任	八 嶋 大 輔 (やしま だいすけ)	代表取締役社長	14回／14回
2 再任	栗 山 浩 一 (くりやま ひろかず)	取 締 役 会 長	14回／14回
3 再任	栗 山 茂 (くりやま しげる)	取 締 役	14回／14回
4 新任	秋 山 弘 明 (あきやま ひろあき)	執 行 役 員	—

候補者
番号

1

やしま だい すけ
八 嶋 大 輔

再任

生年月日

1961年9月3日 満60歳

取締役在任年数

4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

14回／14回

所有する当社の株式数

45,491株

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月 三井物産株式会社 入社
2004年 8月 同社 ブランドインポート部 室長
2005年10月 台湾三井物産 ライフスタイル部長
2011年 8月 三井物産株式会社 ファッションビジネス事業部長
2015年 6月 同社 コンシューマーサービス本部 本部長補佐
2016年 8月 Tainan Enterprises CO.,LTD.出向
Vice President and Chief Strategic Officer
2018年 3月 当社 取締役副社長
2019年 1月 当社 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

八嶋大輔氏は、総合商社にてファッション・アパレル事業の分野を中心に、事業部門の責任者として長きにわたり活躍し、2018年に当社へ入社後、2019年に代表取締役社長に就任して以来、当社及び当社グループを牽引し、経営全般においてその役割・責務を果たしております。引き続き同氏の国内外での豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映すべく、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

2

くり やま ひろ かず
栗 山 浩 一

再任

生年月日

1962年5月14日 満59歳

取締役在任年数

32年11か月（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

14回／14回

所有する当社の株式数

826,072株

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月 当社 監査役
1989年 4月 当社 取締役
1994年 2月 当社 常務取締役
1997年 5月 当社 代表取締役副社長
2001年 5月 当社 代表取締役社長
2019年 1月 当社 取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

栗山浩一氏は、当社入社以来、経営に従事し、監査役を経て取締役に就任後は商環境創造事業や経営全般に関する経験と知識を広め、2001年に代表取締役社長に就任し、当社及び当社グループの経営全般を統括してまいりました。2019年の取締役会長就任後も引き続き当該グループ経営の長年にわたる幅広い経験と見識を当社の経営に反映させるべく、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

3

くり やま しげる
栗 山 茂

再任

生年月日

1968年1月7日 満54歳

取締役在任年数

24年10か月（本株主総会最終時）

取締役会への出席状況

14回／14回

所有する当社の株式数

301,072株

略歴、当社における地位及び担当

1991年5月 当社 監査役
1997年5月 当社 取締役
2005年4月 ノンスケール株式会社 代表取締役社長
2020年1月 当社 取締役 デザイン担当（現任）
ノンスケール株式会社 取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

東京造形大学 特任教員

取締役候補者とした理由

栗山 茂氏は、当社入社以来、経営及び設計・デザイン業務に従事し、海外での業務経験を経て1997年に取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する経験と知見を広め、当社及び当社グループ国内外における設計、デザイン業務を推進しております。当該国際的な設計・デザイン分野における豊富な経験と見識を当社の経営に反映させるべく、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

あき やま ひろ あき
秋 山 弘 明

新任

生年月日

1967年3月22日 満55歳

取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式数

16,117株

略歴、当社における地位及び担当

1989年4月 当社 入社
2012年1月 当社 経営企画室 チームリーダー
2013年1月 当社 経営企画室 兼 内部監査室 シニアチームリーダー
2016年1月 当社 経営企画室 部長
2019年10月 当社 執行役員 経営企画部長
2020年7月 当社 執行役員 経営企画・財務経理担当
2022年1月 当社 執行役員 経営企画・財務経理・PR担当(現任)

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

秋山弘明氏は、当社入社以来、コーポレート部門を中心にキャリアを重ね、2009年より本社管理本部にて、財務・経理、経営企画業務に従事し、2016年東京証券取引所市場第二部への新規株式公開ならびに翌年の第一部への市場変更に関し、経営企画部長として上場業務を中心に推進してまいりました。また、国内外グループ会社の監査役を歴任するとともに、経営企画担当執行役員として、当社及び海外を含めた全ての当社グループ会社の経営管理に従事しております。経営管理における豊富な経験と知見を当社の経営に反映すべく、取締役候補者いたしました。

-
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者栗山浩一氏は、当社の親会社等であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の24頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役の藤吉 彰氏が辞任により退任いたしますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の検討及び監査等委員会の審議を経て、取締役会決議により決定しており、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

まつ お み か
松 尾 美 香

新任 社外

生年月日

1961年5月29日 満60歳

社外取締役在任年数

—

監査等委員である取締役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当社の株式数

0株

略歴

1987年7月	シティバンク、エヌ・エイ グローバル コンシューマー バンク ジャパン クオリティディレクター&オーガニゼーションラニングディレクター
2001年9月	JP モルガン・チュース アジアパシフィック マスターブラックベルト シ ックスシグマ ソリューションズ
2002年8月	株式会社東京スター銀行 人事部長
2008年8月	ムーディーズ・ジャパン株式会社 ヘッドオブアジアパシフィック ヒュー マンリソース 兼 シニア・バイスプレジデント
2010年4月	株式会社東京スター銀行 執行役 チーフオブスタッフ
2011年9月	チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIG ジャ パン・ホールディングス株式会社) 執行役員 兼 チーフ・ヒューマン・ リソース・オフィサー
2018年1月	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社 取締役執行役員 兼 チーフ・ ヒューマンリソース・オフィサー
2020年2月	アサヒグループホールディングス株式会社 顧問(現任)
2021年3月	株式会社CAC Holdings 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

アサヒグループホールディングス株式会社 顧問
株式会社CAC Holdings 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

松尾美香氏は、グローバルに展開する金融機関等において、企業改革、組織再編の責任者を歴任し、特に人事部門を中心とした豊富なマネジメント経験と幅広い知見を有しており、当社が重要課題として位置づける人財開発をはじめとした人事領域の意思決定に際して、的確な助言・提言をいただけると判断し、社外取締役候補者となりました。経営環境の著しい変化のなかで、同氏にはグローバルな視点から当社の企業文化、企業組織の変革に貢献いただくとともに、中長期的な株主価値、企業価値を向上させるため、独立した立場から当社の経営を監視・監督いただくことを期待しております。

-
- (注) 1. 松尾美香氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社では、独立社外取締役は会社法上の要件に加え、東京証券取引所に定める独立役員の独立性判断基準を満たす者を候補者として選定することとしています。松尾美香氏が選任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 当社は、松尾美香氏が選任された場合には、会社法第427条第1項に規定する、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。締結を予定する責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。
(責任限定契約の内容の概要)
在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える部分については、会社は社外取締役を免責するものとする。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の24頁に記載のとおりです。松尾美香氏が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に当該保険契約を同内容にて更新することを予定しております。

ご参考

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の選任と指名の方針・手続

取締役候補者の選定に際しては、当社の事業領域に関する豊富な経験や広範かつ専門的な知識を有し、適切かつ迅速な意思決定と職務遂行能力等を勘案して決定する方針であります。

社外取締役候補者の選定に際しては、取締役の職務執行を監査又は監督するための豊富な経験、財務・会計・経営・マーケティングに関する知見等、当社の事業領域に関する知識等を勘案して決定する方針であります。

スキルマトリックス

本総会の第2号議案及び第3号議案が原案どおりに承認可決された場合、現任の取締役を含めた各取締役のスキルは以下のとおりとなります。

領域	取締役	取締役（監査等委員を除く）				監査等委員である取締役		
		八嶋 大輔	栗山 浩一	栗山 茂	秋山 弘明	長田 有喜	甲斐 太	松尾 美香
		再任	再任	再任	新任	現任 社外	現任 社外	新任 社外
スキル	企業経営／経営戦略	●	●	●		●	●	●
	ESG(環境・社会・ガバナンス)	●			●	●		●
	事業／業界経験	●	●	●				
	国際経験	●		●		●	●	●
	財務会計				●		●	
	DX・IT	●	●					
	人財開発	●						●
	リスクマネジメント／法務	●	●		●			
マーケティング／PR	●				●			
	指名報酬委員会	●	●			●	●	●

(注) 1. 上記は、各氏の経験、能力、知見などを踏まえて、当該取締役に特に議論への貢献を期待する領域を示したものであり、各人の所有する全てのスキル経験、能力、その他の知見や業績を表すものではありません。

2. スキルのマッピングは指名報酬委員会での検討及び監査等委員会での審議を経て、取締役会で決定しております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度の序盤から新型コロナウイルス感染症の影響により、都市圏を中心に緊急事態宣言の再発出やまん延防止等重点措置が繰り返し適用され社会経済活動が大きく制限されたことで、依然として厳しい状況が続きました。昨年9月末をもって緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が全面解除されたことから、経済活動の制限が解け景気回復の兆しを見せましたが、新型コロナウイルス変異株の発生もあり再び感染者が増加するなど、感染症収束と景気回復が遅れ、極めて先行き不透明な状況が続きました。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、長引く感染症拡大の影響を受け、大型店及び物販・飲食専門店を中心とした多くの従来顧客の投資抑制や計画延期・中止などの開発計画に慎重な動きが続き、非常に厳しい不透明な状況で推移しました。

このような状況の下、当社グループは、グループ社員及び関係者の安全確保を第一に、勤務体系や施工推進において感染症拡大予防への徹底した対策を講じ、事業の継続に努めてまいりました。また、当連結会計年度で最終年度となる中期経営計画「Brand-New SEMBA」の重点施策の推進を加速するため企業改革の重要テーマとして掲げた「エシカルとデジタル」の推進により当社グループにしかできない新たな価値の創出による顧客への対応力・提案力強化と事業の収益力向上に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の営業概況につきましては、国内では時勢に即した飲食関連の業態転換等の改装需要や地方都市部のサービス関連や駅関連施設の新設案件等、また注力分野として継続して挑戦してまいりましたオフィス及び公共施設等の非商業の案件に携わりましたが、停滞した経済活動の影響による投資抑制や競合環境激化による獲得案件の減少等により、売上高は16,307百万円（前期比16.7%減）となりました。また、海外では東南アジアでの感染症対策として散発的に実施されたロックダウン等の経済活動抑制の影響もありましたが、経済活動が回復傾向にある中国では大型案件等に携わったこともあり、売上高は2,962百万円（前期比39.1%増）となりました。グループ全体としましては、売上高は19,270百万円（前期比11.2%減）となりました。

利益面におきましては、コロナ禍においても安全かつ安定的なサービス提供ができる体制を構築したなかで、継続的な工事原価の低減や、DX推進による業務の効率化及び改善、さらには経費の削減等も含めた生産性向上に取り組んだ結果、営業利益は463百万円（前期比21.7%増）、経常利益は471百万円（前期比15.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は296百万円（前期比16.9%減）となりました。

以上の結果となりましたが、企業改革の重要テーマである「エシカル」に共鳴いただいたクライアントから新たな業務の受注につながるなど、当社ならでの新たな価値提案ができるようになったこと、また「デジタル」においても「DX戦略2021」の推進により業務の効率化及び改善等が促進され、生産性向上につながり期中公表の業績予想を上回る利益を残せたことは、今後も続くことが予想されるコロナ禍での事業推進に向けて大きな弾みになったと考えております。なお、当社グループは商環境創造事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

② 設備の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は134,251千円であります。
 主なものは、当社における業務効率化のためのDX投資76,863千円であります。
 なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、特筆すべき事項はありません。

2. 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第58期	第59期	第60期	第61期
		(2018年1月1日から 2018年12月31日まで)	(2019年1月1日から 2019年12月31日まで)	(2020年1月1日から 2020年12月31日まで)	(2021年1月1日から 2021年12月31日まで)
売上高	(千円)	28,473,004	28,363,316	21,707,313	19,270,578
経常利益	(千円)	1,339,046	1,327,159	408,432	471,894
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	955,342	964,380	357,259	296,718
1株当たり当期純利益	(円)	96.97	97.29	35.25	29.05
総資産	(千円)	17,666,972	18,661,842	15,343,430	16,805,568
純資産	(千円)	9,693,755	10,588,790	10,530,222	10,860,904

3. 対処すべき課題

新型コロナウイルスのワクチン接種が進み徐々にではありますが日常生活を取り戻しつつあり社会経済活動の復調の兆しがあるものの、新型コロナウイルス変異株の発生等により年初から再び感染者が増加し、各地でまん延防止等重点措置の適用や国内外の人の移動や各活動が制限されるなど、感染症収束と景気回復の遅れが懸念される状況となっております。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、中国及びアセアン地域では日系企業の開発計画が徐々に再開するなどの動きも見られ、国内では流通・小売業、飲食業などの商業領域の多くの業種業態及び顧客においては延期されていた投資計画の再開などの動きが増えてくることも想定されます。また、サステナビリティを意識し地球環境保護や温暖化対策等、次の世代に向けた持続可能な社会づくりへの関心を持つ顧客も増えてきており、投資計画においても影響を及ぼすことが想定されます。

このような状況のもと、当社グループでは、企業理念である“SUCCESS PARTNER”を根底に、コロナ禍を経た新しい時代を生きるための長期的な経営方針として、MISSION・VISION・VALUEを作成いたしました。“未来にやさしい空間を”（ミッション）を社員一人ひとりが仕事に取り組む際の指針とし、当社にしかできない価値提供を行う仕事に誇りを持ち“GOOD ETHICAL COMPANY”（ビジョン）となれるようグループ一丸となって挑み、企業価値向上に邁進してまいります。

そのうえで策定した2022年12月期から3か年の新中期経営計画では、企業改革のテーマとして取り組んできた「エシカルとデジタル」を当社ブランディングの中核価値とし、業界での新しい波となるべく“Make a New Wave！”をスローガンとして当社の社会における新しい役割を探求するものです。

コロナ禍を経た商業関連市場の変化に対応するため、環境をおもいやるデザインや資材、工法などを積極的に提案することにより新たな付加価値を創造します。またここ数年、空間デザインへのニーズが高まっているオフィス、教育、ヘルスケアなど非商業領域においても、環境への負荷を低減するエシカルデザインの提唱を進めてまいります。

海外事業においては、新組織として海外統括本部を設置し、“SEMBA One Asia”をテーマにアジア圏での経営基盤を整え、各海外グループ会社のリソース（人・設備・パートナー・資金・情報等）の共有を図り、当社成長エンジンとして事業全体の売上拡大に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

- (注) 1. 株式会社リヤ興産は当社の議決権の42.8%を有していますが、2021年12月31日時点において、当社代表取締役社長であった栗山浩一氏（2019年1月1日付けで代表権を有しない取締役会長に就任）の資産管理を目的とする会社であることから、当社の親会社には該当いたしません。
2. 栗山浩一氏は、当社の親会社等であります。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社装備	96,000千円	100.00%	店舗什器の製作販売及び内装施工・監理
台湾船場室内裝修股份有限公司	20,000,000NT\$	100.00%	商業施設における内装の企画・設計・監理・施工
香港船場有限公司	3,000,000HK\$	100.00%	商業施設における内装の企画・設計・監理・施工
SEMBA VIETNAM CO., LTD.	15,340,500,000VND	100.00%	商業施設における内装の企画・設計・監理・施工
上海船場建築裝飾有限公司	12,785,347.65元	100.00% (100.00%)	商業施設における内装の企画・設計・監理・施工
SEMBA SINGAPORE PTE. LTD.	700,000S\$	100.00% (100.00%)	商業施設における内装の企画・設計・監理・施工

(注) 議決権比率の()内の数字は、間接保有する議決権比率を内数で記載しております。

5. 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

- ① 商業施設及びインテリアの企画、設計、監理並びに施工
- ② 経営指導及び経営診断並びに市場調査
- ③ 商業施設の管理、運営及び販売促進
- ④ 陳列用品の設計、製作及び販売
- ⑤ 一般建築業

6. 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

名称	所在地
本 社	東京都港区芝浦一丁目2番3号
中部支店	愛知県名古屋市
関西支店	大阪府大阪市
九州支店	福岡県福岡市
株式会社装備	東京都港区
台湾船場室内裝修股份有限公司	台湾 台北市
香港船場有限公司	中国 香港
SEMBA VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン市
上海船場建築裝飾有限公司	中国 上海市
SEMBA SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール

7. 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
570 名	28 名 (減)

- (注) 1. 当社グループから当社グループ外への出向者はなく、また、当社グループ外から当社グループへの出向者の受け入れもありません。
 2. 従業員数には契約社員29名を含みます。
 3. 従業員数には臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
410 名	10 名 (減)	40.6 才	16.1 年

- (注) 1. 従業員数には当社から社外への出向者17名は含んでおりません。
 2. 従業員数には契約社員25名を含みます。
 3. 従業員数には臨時従業員は含んでおりません。

2 株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数・発行済株式総数及び株主数

- ① 発行可能株式総数 38,400,000株
- ② 発行済株式総数 10,253,285株
- ③ 株主数 2,358名

2. 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
株式会社リヤ興産	4,385,000	42.78
栗山浩一	826,072	8.06
船場従業員持株会	598,699	5.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	445,800	4.35
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	444,500	4.33
栗山茂	301,072	2.93
栗山嘉子	290,000	2.82
廣澤敦子	180,000	1.75
永井詳二	160,000	1.56
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIE NT MONEY AND ASSETS AC	154,200	1.50

(注) 持株比率は自己株式 (5,176株) を控除して算出しております。

3. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	8,426株	3名

(注) 上記は、譲渡制限付株式報酬であります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況 (2021年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	八嶋大輔	
取締役会長	栗山浩一	
取締役	小山秀雄	
取締役	栗山茂	デザイン担当 兼 ノンスケール(株) 取締役会長 東京造形大学 特任教員
取締役 (監査等委員)	長田有喜	(有)アーサー・リリーコンサルティング 代表取締役社長 デジタルハリウッド大学 教授
取締役 (監査等委員)	藤吉彰	Heartseed(株) 社外監査役 栄研化学(株) 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	甲斐太	

- (注) 1. 取締役長田有喜、藤吉 彰及び甲斐 太の3氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査等委員甲斐 太氏は、2021年3月25日開催の第60回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
3. 常勤監査等委員甲斐 太氏は、長年にわたる財務経理・監査業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、長田有喜氏、藤吉 彰氏及び甲斐 太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 甲斐 太、委員 長田有喜、委員 藤吉 彰
監査等委員会は、社内からの円滑な情報収集のため、常勤の監査等委員を選定しております。
6. 清水 武氏は2021年3月25日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役（監査等委員）を退任いたしました。
7. 取締役小山秀雄氏は、2021年12月1日付けで、執行役員 海外担当 兼 SEMBA VIETNAM Co., LTD. General Director を退任いたしました。

8. 当社は執行役員制度を導入しており、2022年1月1日現在の取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	多喜井豊	EAST事業本部長	執行役員	加藤麻希	クライアントオフィサー
執行役員	高橋和也	WEST事業本部長	執行役員	浅田良太	クライアントオフィサー
執行役員	渡邊甲子郎	CREATOR事業本部長	執行役員	秋山弘明	経営企画・財務経理・PR担当
執行役員	神戸 暁	エンカルデザイン本部長	執行役員	田原隆弘	人事戦略担当
執行役員	堀田卓則	海外担当兼 SEMBA VIETNAM CO., LTD. General Director	執行役員	岩本信蒔	DX本部長兼法務・総務担当
執行役員	竹内光昭	PRODUCTION本部長	-	-	-

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約に関する規定を定款に設けており、本規定に基づき、社外取締役全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（責任限定契約の内容の概要）

在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える部分については、会社は社外取締役を免責するものとする。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求がなされた場合に、それによって役員が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害が填補されることとなります。このほか、現に損害賠償請求がなされなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としております。当該保険契約の被保険者は当社取締役、執行役員のほか、当社国内子会社の取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料は特約部分を含め全額当社が負担しております。

4. 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、取締役会の任意の諮問機関として設置した指名報酬委員会の審議を経て、2021年2月12日開催の取締役会にて決議し、2022年2月14日開催の取締役会決議により一部改定をしております。

イ. 決定方針の内容の概要

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、株主との価値共有を促進するという観点から株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、経営環境や従業員給与との均衡を考慮のうえ、各取締役の職位や経営能力、功績などを踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、監査等委員である取締役を除く取締役（以下単に「取締役」という。）の報酬は、金銭報酬である固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等または非金銭報酬である変動報酬及び株式報酬により構成します。ただし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬である基本報酬のみを支払うこととします。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、金銭報酬である月例の固定報酬とし、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して、役位に応じて決定します。

3) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

金銭報酬である業績連動報酬等として変動報酬を支給します。変動報酬は、事業年度毎の業績指標（KPI）の目標値（事業年度の途中で修正があった場合には、当該事業年度初期設定の目標値）に対する達成度合いに応じて算出された額とし、当該事業年度の次年度において、12分割して毎月支給します。また、取締役就任の初年度においては、役位別に定められた基準額を、同様に12分割して毎月支給します。目標となる業績指標は以下のとおりですが、当該業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう各事業年度の計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会及び監査等委員会の審議を踏まえた見直しを行うものとします。なお、当該業績目標を選定した理由は、当社グループ全体の主要な経営数値に加え、単年度の業績にとどまらない中期経営計画の着実な進捗を総合的に評価し、中長期的に企業価値を向上させるためであります。

業績指標（KPI）： 連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の対目標達成度と対前年比

当該業績指標の当事業年度の実績は、連結売上高19,270百万円、連結営業利益463百万円、親会社株主に帰属する当期純利益296百万円であります。

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、譲渡制限の解除のための業績条件を付さない勤務継続型譲渡制限株式と、連結営業利益と連動した業績条件を付した業績連動報酬等である業績条件型譲渡制限株式により構成されます。いずれの譲渡制限株式も、役位に応じて一律に算出される株式数を交付します。株式の交付時期については、いずれの譲渡制限株式についても事業年度毎とし、当該交付時期における株主総会決議に基づく取締役就任後、遅滞なく交付します。

4) 基本報酬（固定報酬）の額、業績連動報酬等（変動報酬・業績条件型譲渡制限株式）の額又は非金銭報酬等（株式報酬）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、まず指名報酬委員会において検討を行います。取締役会は、指名報酬委員会の検討内容及び監査等委員会の審議内容を尊重し、当該検討及び審議で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、役員報酬規程等の基準に従い、指名報酬委員会の検討及び監査等委員会の審議を経て、取締役会決議により決定します。また、株式報酬についても株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、指名報酬委員会の検討及び監査等委員会の審議を経て、取締役会決議により取締役の個人別の割当株式数を決議します。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定時点における決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬限度額は、2015年3月25日開催の第54回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年3月27日開催の第58回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）譲渡制限付株式報酬として、年額99百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名です。

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年3月25日開催の第54回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	83,520	49,614	25,681	8,225	4
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	22,200 (22,200)	22,200 (22,200)	—	—	4 (4)

- (注) 1. 上記には、2021年3月25日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名を含んでおりません。
2. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は25頁の「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、その交付状況は22頁の「2. 株式に関する事項」に記載のとおりです。

5. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職状況

当社の社外取締役である長田有喜氏は、有限会社アーサー・リリーコンサルティングの代表取締役社長を兼任しております。なお、同社と当社の間には特別な関係はありません。

当社の社外取締役である藤吉 彰氏は、Heartseed株式会社の社外監査役及び栄研化学株式会社の社外取締役を兼任しております。なお、これらの兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度における社外役員の主な活動状況は以下のとおりです。

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	長 田 有 喜	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会16回及び指名報酬委員会7回の全てに出席し、企業ブランディング、グローバルビジネスやマーケティングに関する知見を活かし、専門的見地から意見を述べており、独立した立場から当社の経営を監視・監督するための助言・提言を行っております。
	藤 吉 彰	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会16回及び指名報酬委員会7回の全てに出席し、グローバルビジネス、広報・IR及び監査分野における知見を活かし、専門的見地から意見を述べており、独立した立場から当社の経営を監視・監督するための助言・提言を行っております。
	甲 斐 太	社外取締役就任後に開催された取締役会11回、監査等委員会10回及び指名報酬委員会5回に出席し、グローバルビジネス、財務経理及び内部統制に関する幅広い経験的見地から意見を述べており、独立した立場から当社の経営を監視・監督するための助言・提言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

仰星監査法人

② 報酬等の総額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の妥当性を確認したうえで、会計監査人の報酬等に同意いたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月1日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり決議いたしました。なお、組織変更等を踏まえ、適宜改定を行っております。

① 当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社及び当社グループ会社（以下「当社グループ」という。）に共通の企業理念、行動指針及び船場グループ行動規範を定め、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図っております。
- 当社グループの取締役等が法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底して行われるように内部統制システムを構築・運用しております。
- 倫理・法令等違反に関する通報体制として、当社グループの使用人等が直接通報・相談する内部通報制度を整備し、法令及び定款に違反する行為がある場合には、コンプライアンス委員会及び取締役会において審議し、適切な措置を講じております。
- 業務執行部門から独立した当社の内部監査室が、当社グループに対して定期的に監査を行い、当社の代表取締役、監査等委員会及び取締役会にその結果を報告しております。
- 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

② 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 当社グループ会社に適用する「グループ会社管理規程」を定め、当社の経営企画部をガバナンス責任者として、当社グループ会社の業務及び経営に関する指導・管理・支援を行っております。
- 当社の内部監査室は、業務の適正を確保するために、当社グループの内部統制の有効性及び効率性を調査し、その結果を当社の代表取締役、監査等委員会及び取締役会に報告しております。
- 当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、当社の代表取締役を責任者として、全社的な統制及び各業務プロセスの統制を整備し、その運用を行っております。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 当社の取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき「保管文書取扱規程」に従い、必要に応じて常時閲覧できるように、適切に保存・管理しております。

4 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社グループに適用する「リスク管理規程」に基づき、当社取締役会において、経営上の重要なリスクについて把握・分析を行い、対応策の検討とリスクの現実化の防止に努めるとともに、危機発生時には当社の代表取締役社長を統括責任者とする危機管理体制を整えております。
- 地震等の自然災害や重篤な疫病・感染症等の蔓延など、外的要因に起因する災害の発生時に備えて「災害対策マニュアル」を設け、具体的な対応を定めております。

5 当社グループの取締役、執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を開催し、重要な業務執行について協議・検討しております。
- 当社では、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行を行うために執行役員制度を導入し、取締役会が決定した方針と「権限規程」に基づいて、各執行役員が業務執行を行っております。また、その業務執行の適切性を確保するために、隔週、執行役員会を開催して進捗管理を行うとともに、重要事項については定期的に取締役会に報告しております。
- 当社グループ会社は、「グループ会社管理規程」に基づき、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織体制を構築しております。

6 当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 当社グループ会社は、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要事項について、当社取締役会へ定期に報告を行っております。

7 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- 監査等委員会の決定に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（事務局）として、内部監査室が担当しております。

8 前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- 前号の事務局による補助業務に関する評価は監査等委員会が行い、任命、異動等人事に係る決定事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、監査等委員以外の者からの独立性を確保しております。

9 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 監査等委員会事務局は、監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。

10 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

■ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人（以下「監査等委員以外の者」という。）が、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を監査等委員会に報告すること、また、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社の監査等委員以外の者に対して報告を求めることができることを周知しております。

11 当社グループ会社の取締役、監査役等及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

■ 当社グループ会社についても前号と同様に、取締役、監査役等及び使用人（以下「取締役等」という。）又はこれらの者から報告を受けた者が、法令等の違反行為等、当社又は当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査等委員会に報告すること、また、当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも、当社グループ会社の監査等委員以外の者に対して報告を求めることができることを周知しております。

12 前2号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

■ 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役等に対し、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等に周知しております。

13 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用、又は債務の処理に係る方針に関する事項

■ 監査等委員会がその職務の執行について、費用の前払又は償還等を当社に請求したときは、その請求内容が監査等委員会の職務の執行に不要であると認められた場合を除き、速やかに処理しております。

14 その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■ 当社の監査等委員会に選定された監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、業務執行に関する文書、業績に影響を及ぼす重要な事項について閲覧できる体制を整備し、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人に説明を求めることができる旨を「監査等委員会規則」に定め、周知しております。

■ 監査等委員会は、監査の実施に当たり、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図っております。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- 取締役の職務執行については、取締役会が法令、定款及び船場グループ行動規範に従って、コンプライアンスやリスク管理に対応し、自ら率先して行動しております。
- 監査等委員は、取締役会や執行役員会などの重要な会議への出席を通じて、また、会計監査人や内部監査室との積極的な情報交換会を通じて、積極的に発言をする機会を設け、当社の業務の適正を確保するための体制を確認しております。
- 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。
- 子会社の内部統制の整備状況は、親会社である当社の内部監査部門が確認するとともに、当社の会計監査人及び内部監査部門が定期的に監査を行い、改善に努めております。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要経営目標の一つとして位置づけており、財務体質や将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら、毎期の業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

上記の基本方針を踏まえて、今後の経営環境や財務の健全性の維持及び企業価値の持続的な向上等を総合的に勘案した結果、第61期事業年度の剰余金の配当については、2022年2月14日の取締役会決議に基づき、1株当たり年間配当金25円といたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,082,815	流動負債	5,435,975
現金及び預金	9,267,336	支払手形及び買掛金	3,090,786
受取手形及び売掛金	3,912,847	電子記録債務	1,206,240
電子記録債権	759,737	未払金及び未払費用	238,112
たな卸資産	855,733	未払法人税等	86,054
その他	318,606	未払消費税等	49,026
貸倒引当金	△31,445	前受金	504,712
		賞与引当金	221,040
固定資産	1,722,753	完成工事補償引当金	15,528
有形固定資産	608,761	工事損失引当金	9,415
建物及び構築物	253,467	その他	15,059
機械装置及び運搬具	19,733	固定負債	508,688
工具、器具及び備品	75,819	長期未払金	142,247
土地	259,741	退職給付に係る負債	339,356
無形固定資産	243,761	その他	27,084
ソフトウェア	227,866	負債合計	5,944,663
その他	15,895	(純資産の部)	
投資その他の資産	870,230	株主資本	10,640,227
投資有価証券	341,077	資本金	298,817
差入保証金	228,527	資本剰余金	1,264,801
繰延税金資産	255,925	利益剰余金	9,076,645
その他	44,699	自己株式	△36
資産合計	16,805,568	その他の包括利益累計額	220,677
		その他有価証券評価差額金	60,701
		為替換算調整勘定	107,994
		退職給付に係る調整累計額	51,981
		純資産合計	10,860,904
		負債・純資産合計	16,805,568

連結損益計算書（2021年1月1日から2021年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		19,270,578
売上原価		16,051,801
売上総利益		3,218,776
販売費及び一般管理費		2,755,280
営業利益		463,496
営業外収益		
受取利息	1,943	
受取配当金	3,596	
受取手数料	9,170	
受取地代家賃	7,099	
業務受託料	8,181	
その他	13,684	43,675
営業外費用		
支払手数料	4,990	
売上割引	4,458	
為替差損	10,924	
地代家賃	8,750	
その他	6,154	35,277
経常利益		471,894
特別利益		
固定資産売却益	62,266	62,266
特別損失		
関係会社株式評価損	37,553	
関係会社貸倒引当金繰入額	29,059	
固定資産除却損	928	67,541
税金等調整前当期純利益		466,618
法人税、住民税及び事業税	162,608	
法人税等調整額	7,291	169,900
当期純利益		296,718
親会社株主に帰属する当期純利益		296,718

連結株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年1月1日残高	288,903	1,254,887	8,983,867	△36	10,527,621
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	9,913	9,913			19,827
剰余金の配当			△203,940		△203,940
親会社株主に帰属する 当期純利益			296,718		296,718
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	9,913	9,913	92,778	—	112,605
2021年12月31日残高	298,817	1,264,801	9,076,645	△36	10,640,227

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2021年1月1日残高	94,138	△34,292	△57,245	2,600	10,530,222
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					19,827
剰余金の配当					△203,940
親会社株主に帰属する 当期純利益					296,718
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△33,436	142,286	109,226	218,076	218,076
連結会計年度中の変動額合計	△33,436	142,286	109,226	218,076	330,682
2021年12月31日残高	60,701	107,994	51,981	220,677	10,860,904

計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	12,373,558
現金及び預金	7,596,055
受取手形	146,493
電子記録債権	758,887
売掛金	2,901,443
仕掛品	711,290
関係会社短期貸付金	207,036
前払費用	83,081
その他	149,591
貸倒引当金	△180,321
固定資産	1,738,870
有形固定資産	233,323
建物	107,755
構築物	35
工具、器具及び備品	41,181
土地	84,350
無形固定資産	241,088
ソフトウェア	225,269
その他	15,818
投資その他の資産	1,264,458
投資有価証券	277,149
関係会社株式	514,620
差入保証金	210,977
繰延税金資産	242,178
その他	19,531
資産合計	14,112,429

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	5,034,022
支払手形	937,660
電子記録債務	1,206,240
買掛金	1,662,013
未払金	138,704
1年内返済予定の関係会社 長期借入金	300,000
未払法人税等	50,640
未払消費税等	28,571
未払費用	52,625
前受金	442,500
賞与引当金	189,600
完成工事補償引当金	12,400
工事損失引当金	9,415
その他	3,650
固定負債	508,441
長期末払金	142,247
退職給付引当金	366,194
負債合計	5,542,464
(純資産の部)	
株主資本	8,505,774
資本金	298,817
資本剰余金	1,264,801
資本準備金	202,817
その他資本剰余金	1,061,984
利益剰余金	6,942,192
利益準備金	24,000
その他利益剰余金	6,918,192
別途積立金	2,000,000
繰越利益剰余金	4,918,192
自己株式	△36
評価・換算差額等	64,190
その他有価証券評価差額金	64,190
純資産合計	8,569,965
負債・純資産合計	14,112,429

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		16,012,742
売上原価		13,226,886
売上総利益		2,785,855
販売費及び一般管理費		2,401,480
営業利益		384,375
営業外収益		
受取利息	2,585	
受取配当金	3,555	
受取手数料	13,763	
為替差益	19,554	
受取地代家賃	16,805	
その他	22,349	78,613
営業外費用		
支払利息	4,499	
支払手数料	4,990	
地代家賃	10,640	
その他	10,311	30,441
経常利益		432,546
特別損失		
固定資産除却損	317	
関係会社貸倒引当金繰入額	86,596	
関係会社株式評価損	35,829	122,743
税引前当期純利益		309,802
法人税、住民税及び事業税	121,013	
法人税等調整額	32,223	153,236
当期純利益		156,565

株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年1月1日残高	288,903	192,903	1,061,984	1,254,887	24,000	2,000,000	4,965,567	6,989,567	△36	8,533,321
事業年度中の変動額										
新株の発行	9,913	9,913		9,913						19,827
剰余金の配当							△203,940	△203,940		△203,940
当期純利益							156,565	156,565		156,565
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										-
事業年度中の変動額合計	9,913	9,913	-	9,913	-	-	△47,374	△47,374	-	△27,547
2021年12月31日残高	298,817	202,817	1,061,984	1,264,801	24,000	2,000,000	4,918,192	6,942,192	△36	8,505,774

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
2021年1月1日残高	96,993	96,993	8,630,315
事業年度中の変動額			
新株の発行			19,827
剰余金の配当			△203,940
当期純利益			156,565
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△32,802	△32,802	△32,802
事業年度中の変動額合計	△32,802	△32,802	△60,350
2021年12月31日残高	64,190	64,190	8,569,965

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社 船場
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 春 田 岳 亜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社船場の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船場及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の際に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社 船場
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 春 田 岳 亜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社船場の2021年1月1日から2021年12月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている内部統制の体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関する報告を定期的に受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規則に準拠するとともに、当期の基本方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じ、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報共有を図り、事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

株式会社 船場 監査等委員会
常勤監査等委員 甲斐 太 ㊟
監査等委員 長田 有喜 ㊟
監査等委員 藤吉 彰 ㊟

(注) 常勤監査等委員 甲斐 太 並びに 監査等委員 長田有喜 及び 藤吉 彰 は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

Memo

A series of horizontal dashed lines for writing a memo.

Memo

A series of horizontal dashed lines for writing a memo.

株主総会 会場ご案内図



場所

東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館1階 大ホール
TEL:03-6865-1008 (代)

交通機関

○ JR山手線 ○ 京浜東北線
| 浜松町駅 徒歩
| 南 口 ▶ 約 **8分**

○ 大江戸線 ○ 浅草線
| 大門駅 徒歩
| B2出口 ▶ 約 **10分**

○ 新交通ゆりかもめ
| 日の出駅 徒歩
| 西出口 ▶ 約 **5分**

○ 三田線 ○ 浅草線
| 三田駅 徒歩
| A7出口 ▶ 約 **10分**



浜松町駅 南口



山手線/京浜東北線降車後ホーム階段を上がり南口改札へ。改札を出て直進し突き当り左手の階段を上り、道なりに進む。

大門駅 B2出口



B2出口より、世界貿易センタービル脇の東京モノレール方面の表示がある通路を3階へ進み、東京モノレールの改札脇を通りJR浜松町駅南口改札の出口へ。

日の出駅 西出口



西出口より左手の階段を降りて50m程直進し右折。首都高都心環状線の高架下を横断し直進。

三田駅 A7出口



A7出口より地上へ上がり、左手へ国道15号線沿いを進み、信号機4つ目の芝四丁目の交差点を右折し、JR線の高架下を通り一つ目の信号を左折。